

**議題**

**尾張西部医療圏保健医療計画の中間見直しについて**

資料1-2におきまして、

1ページ目の「はじめに」におきまして、一宮市の中核市への移行と一宮市保健所の設置を記述し直しています。

8ページ目の第2章につきましては、主な疾患等に対する医療提供の目標を掲げたものであります。

第1節、がん対策におきまして、9ページの受動喫煙防止対策の推進としまして、令和2年4月1日の改正健康増進法の全面施行により、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、学校・病院・診療所・児童福祉施設等、の第一種施設は、敷地内禁煙に、事務所・工場・飲食店、の第二種施設は、原則、屋内禁煙になった旨に、記述し直しています。

10ページ目には、平成30年10月に、一宮市民病院に緩和ケア病棟が開棟したことを記述しています。

36ページ目の第5節、精神保健医療対策におきまして、今後、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会（活動）・そして経済活動へ影響が及んでおり、自殺のリスクが高まることが考えられうる旨を記述しています。

46ページ目の第3章、救急医療対策におきまして、第1次救急医療体制の医科において、平日の夜間の区分におきまして、変更が生じた旨を記述しています。

具体的には、一宮市の医科診療体制におきまして、一宮市休日・夜間急病診療所が、一宮市休日急病診療所に変更になりました。

48ページの表3-1 第1次救急医療体制の表もご覧ください。

52ページ目の第4章、災害医療対策におきまして、一昨年度において、所管区域の見直しが行われ、令和2年度から医療圏域を越えた広域な所管区域が新たに設定されたことにより、尾張西部医療圏は、名古屋・尾張中部医療圏の尾張中部地域と一体となった尾張西部地域で対応する方針に変更されています。

つきましては、一宮市・稲沢市・清須市・北名古屋市・西春日井郡豊山町の管轄として、対応していくことになっています。なお、この第4章の冒頭にその旨の記述を加えました。

また、同時に体制の見直しが行われ、56ページ目からの体系図において、県の災害医療調整本部が県の保健医療調整本部に、本文中において、地域における地域災害医療対策会議が地域における保健医療調整会議に、名称変更に伴う修正も行っています。

そして、災害時における基本的な体制や考え方について記載した医療救護行動マニュアルを作成するとともに、発災時に地域の状況を速やかに把握するため、平時の情報収集として、地域の概況をまとめた災害時地域まるわかり情報シートを作成した旨を記述しています。

さらに、自然災害のみならず、航空機事故、鉄道事故、高速道路等における多重交通事故など、大規模な事故発生時にも対応できるように、危機管理対応として明記しました。

また、災害対策基本法の規定に基づき、愛知県防災会議が作成した、愛知県地域防災計画の附属資料において、各市町におけるヘリポートを指定していることから、緊急時に使用するヘリコプターの離着陸場所の状況について、記述を新たに加えました。

59ページ目の第5章、周産期医療対策におきまして、平成31年3月に、県医療療育総合センターが開所したことを記述しています。

63ページ目の第6章、小児医療対策におきまして、64ページの2(1)時間外救急ですが、今回、修正等していますのは、

休日昼間における救急医療体制につきましては、一宮市及び稲沢市は、休日急病診療所で対応しています。

休日夜間においては、稲沢市は休日急病診療所で19時30分まで対応しています。

一宮市は、病院群輪番制参加病院で対応しています。

平日夜間については、一宮市及び稲沢市は、病院群輪番制参加病院で対応しています、旨を記述しています。

あわせて、先に述べました48ページの表もご覧ください。

70ページ目の第7章、在宅医療対策におきまして、一宮市保健所の設置に伴いまして、在宅で療養している多くの難病患者様に支援を行うよう一宮市福祉部福祉総務課福祉総合相談室を設置した旨を記述しています。

79ページ目の第9章、高齢者保健医療福祉対策におきまして、平成30年4月の第7期介護保険事業計画に則り、新たに法定化された施設である介護医療院の整備状況について、記述するとともに、介護療養型医療施設の記述を削除しています。

そして、改正後の全文が資料1-3になっています。

## 報告事項 1

### 愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領の一部改正について

資料 2 - 1 の新旧対照表におきまして、本要領につきましては、本年度に入りまして 4 月に改正されています。

この 4 月に行われた改正ですが、一宮保健所が清須保健所に改正されていますとともに、所掌事務の文言修正がされています。

なお、改正後の全文が資料 2 - 2 となっています。

## 報告事項 2

### 愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について

資料 3 - 1 におきまして、具体的には「がん」の体系図に記載されている医療機関名、「周産期医療」の体系図に記載されている医療機関名に変更がありました。

この更新を反映させまして、令和 3 年 3 月 25 日時点で更新した別表が、資料 3 - 2 になります。

資料 3 - 1 の内容につきましては、資料 3 - 2 の 2 ページ目に、また 17 ページ目に反映されています。

## 報告事項 3

### 尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会の状況について

民間の医療機関（医療法人メイプルベルクリニック）から提出のありました公的医療機関等 2025 プランに準じた事業計画について協議を行い、可決しました。その他、愛知県地域医療構想推進委員会開催要領の改正等について報告を行いました。